

2024年3月13日

質の高い教師の確保特別部会
部会長 貞広 斎子 様

第10回質の高い教師の確保特別部会に対する意見書

臨時委員 金子 晃浩

本日は、所用により欠席させていただきますので、下記の通り、意見書を提出いたします。よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

記

【教師の処遇改善の在り方：(3)職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について】

○若手教師へのサポートの体制の在り方について

若年層の教職員は、実際の授業や現場での諸対応の中で成長するので、適時適切にサポートできるOJT型の体制が望ましいと考える。なお、体制を整えるには、周囲の教職員が積極的にサポートに関われる時間を職場全体で生み出す環境整備が必要であり、全体の業務量削減と人員増の方策も考えていくことが必要である。

○学級担任の職責等を踏まえた処遇の在り方について

子どもへのきめ細やかな支援や保護者等からの相談対応等は、学級担任に限らず、学年等のチームで対応している。とりわけ、小学校では、教員の多くが学級担任をもち、近年では複数担任制を採用する学校も出てきている。そのため、学級担任に特化した手当は必要ないと考えるが、職責を踏まえた処遇を検討するならば、一律に支給されている義務教育等教員特別手当を増額すべきと考える。

○業務の負荷に応じた処遇改善について

業務の負荷に応じた処遇改善は必要であるが、その前に、長時間労働を是正する抜本的な取り組みが必要。まずは、「在校等時間」ではなく、「労働時間」を把握して全体像を明らかにしたうえで、是正にむけた議論を深めることが重要。

なお、例示のあった、特別支援教育等の教職員に支給されている調整額については、通常学級において対象児童が在籍している場合は、その担任にも支給すべきである。

以上